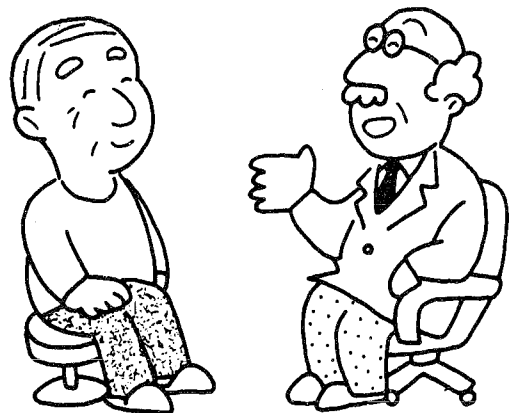


小須戸町の老人保健は このようになっています

お年寄りの医療

70歳以上のおとしより（ねたきりのおとしよりは65歳以上）になると、「老人保健制度」でお医者さんにかかることになります。

これは、国保の被保険者、あるいは職場の健康保険の被保険者や被扶養者すべてに適用されます。



小須戸町のお年寄りの一人あたりの医療費

年度	医療費(円)	新潟県平均(円)
3	666,953	530,183
4	762,752	560,827
5	736,655	583,832
6	705,227	612,348

(県下のなかでいつも上位です)

お医者さんにかかるとき

4月1日より窓口で支払う自己負担額が変わります。

自己負担額について 老人保健で診療を受ける場合の自己負担額は次のとおりです。		
	外来 (1か月につき)	入院 (1日につき)
平成8年 4月1日から	1,020円	710円 *食事の費用の一部 600円を別負担
	毎月最初の診療日に支払います。病院・診療所が違えばそれぞれ別々に支払います。また、別の病気の時でも、同じ病院であれば2度支払う必要はありませんが、総合病院では診療科ごとに別々に支払います。	入院した日数分だけ支払います(住民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給権者は、1日300円を2か月間だけ支払います)。



成人病の増加や、医療技術の進歩、高齢化などにより、年々医療費は増えてきています。

おとしよりもご協力を

- いつも手元にクスリがいっぱい
- 手元にクスリがないと気がすまない、あるいは不安という人もいます。このように、いくつもの医者めぐりや診療科めぐりで多忙をきわめ、おまけにクスリがいっぱいというのでは、いつまでたっても病気は治りません。

同じお医者さんの診療が受けられ、医者と話

す機会を多くしたほうが、ほんとうに病気が治療になるのです。決して、クスリだけが病気を治すものではありません。



ここが変わります。

国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成8年8月31日
記号	小須戸 番号 2000-12345
世帯	新潟県中蒲原郡小須戸町 大割領戸120
主	氏名 小須戸太郎 (男) 小須戸太郎 (女)
保険者の名称及び印	150615 新潟県中蒲原郡小須戸町 大字小須戸120番地 小須戸町 電話 0250-代(38)3111
一部負担金の割合	3割
交付年月日	平成8年4月/日

保険証を正しく使いましょう

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんの診療を受けるときの受診券の役目を果たすものから、大切に取り扱いましょう。

- 1 確認しましょう
記入もれ、記入間違いがないか確認しましょう。
- 2 勝手に訂正できません
もし、記入事項に間違いがあったら、窓口まで申し出て下さい。
- 3 お医者さんにかかるとき
必ず保険証を病院・医局等の窓口へ提出しましょう。
- 4 必ず手もとに保管
治療後は必ず保険証を返してもらいましょう。
- 5 資格がなくなったら返す
会社に入ったり、他の市区町村へ転出するときは、必ず窓口へ届け出て、保険証を返して下さい。
- 6 保険証は再交付されます
保険証を破損・紛失したときは窓口へ。
- 7 遠隔地に住む人が出たとき
長期旅行、修学などで家族と離れて住むときは、窓口へ申し出ると、もう1枚の保険証が交付されます。

4月から 保険証の番号が変わります！

国民健康保険の保険証番号が4月1日から変更になります。

新しい保険証は特別な場合を除き、3月25日から31日までの間に被保険者の各世帯主宛にお届けいたします。受領後は次の点に留意して下さい。

◎保険証の内容は必ず確認を!!

新しい保険証は、2月末日現在で作成します。その後、お届けする間近まで調整を行います。3月31日までの間に出生、死亡、転入、転出、社会保険などへの異動で手続きをされる人、また、他に誤りがある場合は、お手数でも国保係(2番窓口)で訂正してから使用して下さい。

◎医療機関への提示を忘れずに!!

現在、病院や医局に入院または通院中であって、4月1日以後も引き続き診療を受ける人は早めに病院や医局の受け付けに新しい保険証を提示して下さい。



国保への
届け出

届け出は、かならず
14日以内に行いましょう。